

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する
公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
各都道府県・指定都市文化財行政主管課
各 都 道 府 県 宗 教 法 人 事 務 主 管 課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 政 策 課
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 高 等 教 育 企 画 課
文 化 庁 政 策 課

クビアカツヤカミキリに対する注意喚起等の依頼について（依頼）

標記について、農林水産省、林野庁、環境省より別添のとおり、外来種である「クビアカツヤカミキリ」に関する注意喚起がありました。

クビアカツヤカミキリは、街路樹や公園、学校、農地、森林等のサクラ、ウメ、モモなど

の樹木を加害し、樹木の枯死、落枝、倒木等による人的被害等や生態系への悪影響を引き起こすことが懸念されます。本虫については、2024 年 4 月末の時点で 13 都府県において発生が確認されており、未発生道府県への侵入も考えられることから、まん延防止及び早期発見のための取組みが求められているところです。

つきましては、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会施設主管課及び学校安全主管課（指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課を除く。）及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各国立大学法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学を設置する各地方公共団体担当課におかれてはその設置する大学等に対し、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれてはその設置する大学に対し、大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課におかれてはその設置する公立大学法人に対し、各都道府県・指定都市文化財行政主管課におかれては市区町村の文化財主管課その他の関係機関に対し、各都道府県宗教法人事務主管課におかれては所管の宗教法人に対し、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対し、この内容について周知いただき、取組みにご協力いただきますようお願いいたします。

【本件お問い合わせ先】

（学校等における対応について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係 電話番号：03-6734-2966（直通）

（宗教法人施設、文化財等における対応について）

文化庁政策課企画係 電話番号：075-451-9506（直通）

6 消 安 第 1438 号
6 林 整 研 第 107 号
環 自 野 発 第 2405282 号
令 和 6 年 5 月 28 日

文部科学省大臣官房政策課長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長
林野庁森林整備部研究指導課長
環境省自然環境局野生生物課長
(公 印 省 略)

クビアカツヤカミキリに対する注意喚起等の依頼について

平素より外来カミキリムシ類対策に御協力をいただき感謝申し上げます。

外来生物法に基づく特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) は、国内では 2012 年に愛知県で発見されて以降、2024 年 4 月末の時点で 13 都府県において発生が確認されています。

本虫については、街路樹や生産園地等におけるサクラ、ウメ、モモなどの寄主植物に対しての大きな被害を与えているほか、2022 年を最後に発生都府県数は増加していないものの、発生都府県内において発生範囲が拡大していることを踏まえると、未発生道府県への侵入が懸念されます。

本虫は、5 月から 9 月にかけて、

①幼虫の活動が活発になることにより被害樹からフラスが排出されること

②成虫が羽化して被害樹から脱出すること

③成虫が産卵した卵がブラックライトの活用により見つけやすいこと

から、発生や侵入の確認がしやすくなります。

貴省庁におかれましては、関連部局や都道府県の貴省庁関係部局等に対して、下記の注意喚起等をしていただくようご協力をお願いいたします。

記

- 1 クビアカツヤカミキリが発生している都府県においては、別紙 1 を活用し、クビアカツヤカミキリのまん延防止のための適切な防除対策等を講じること。特に貴省庁管轄の土地、直轄施設等においては、被害樹の伐採等により、クビアカツヤカミキリのまん延防止を図ること。

2 クビアカツヤカミキリの発生していない道府県においては、別紙2を活用し、クビアカツヤカミキリの発生が疑われる場合には関係機関に通報するなどして、早期発見の取組を講じること。

<連絡先>

農林水産省消費・安全局植物防疫課防除対策室国内防除1班

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

担当：中園・鈴木

直通：03-6744-9644

林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室

〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1

担当：伊藤、本間

直通：03-3502-1063

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：田中・吉田

直通：03-5521-8344

(参考) クビアカツヤカミキリの防除方法について、森林総合研究所や既に侵入が確認されている自治体において以下の防除対策マニュアル等が策定されております。

- ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所「クビアカツヤカミキリの防除法」
<https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents/5th-chuukiseika12.pdf>

同「クビアカツヤカミキリはすぐそこに」リーフレット
<https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents/leaflet.pdf>

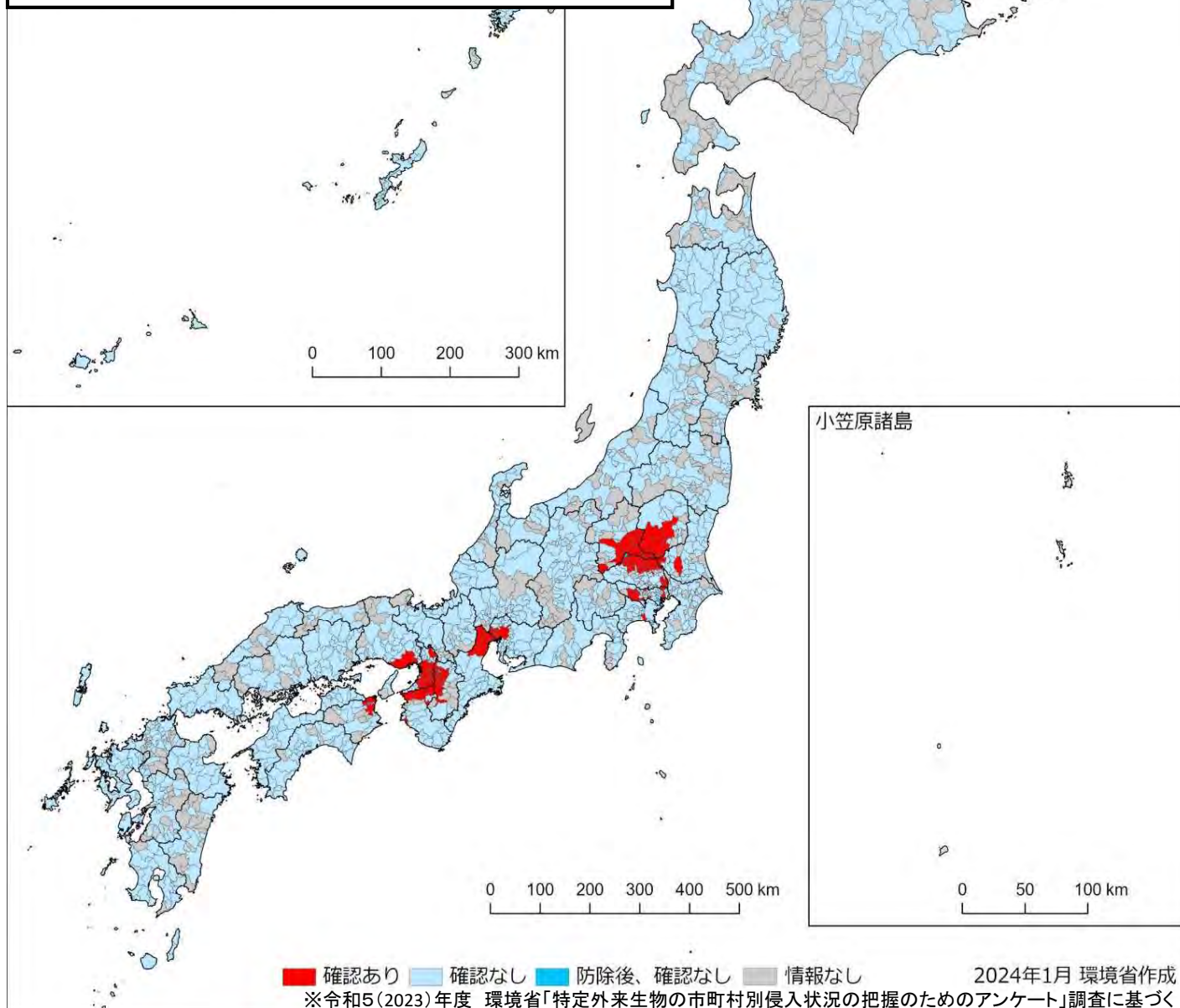
- ・栃木県「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/kannkyou/kubiakatsuyakamikiri.html>
- ・埼玉県環境科学国際センター「サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/center/kubiaka.html>
- ・東京都「クビアカツヤカミキリ防除の手引き（2023 年 3 月）」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/400100a20191204115758336.html
- ・大阪府立環境農林水産総合研究所「クビアカツヤカミキリ防除対策の手引書」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/kubiaka.html>
- ・古河市「クビアカツヤカミキリ防除マニュアル」
<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/material/files/group/21/kubiakabouzyo.pdf>

【お願い】クビアカツヤカミキリの侵入に警戒を！！

クビアカツヤカミキリの発生地域

(市町村単位)

環境省HPから引用、2024年1月末現在



2012年に愛知県で発生が確認されて以降、2024年4月末までに**13都府県に発生が拡大**しており未発生県への侵入が懸念されています。

万が一に未発生県に侵入した場合、**定着を防ぐためには早期発見・早期防除が重要**です！

クビアカツヤカミキリの幼虫(フラス)や成虫の特徴。

クビアカツヤカミキリの特徴

①幼虫(フラス)の特徴(フラスがよく見られる時期:5月~9月)

- ▷寄主植物: **サクラ、モモ、ウメ、スモモ**など
- ▷幼虫は**フラス**(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)を**樹から排出します(右図参照)**。
- ▷木の内部を食い荒らして、加害された木は衰弱し、**やがて枯れてしまいます**。



クビアカツヤ
カミキリの幼虫

クビアカツヤ
カミキリのフラス



提供:(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所

②成虫の特徴(発生時期:5月末~8月)

- ▷全体的に光沢のある黒色で**胸部(クビの部分)が赤い**
- ▷体長:3~4センチ(触角は、含まない)
※見つけた際は、できるだけ踏みつけるなど**その場で駆除してください**。
(生きたまま持ち運ぶことは**外来生物法違反**となります。)
- ▷成虫が樹に**産卵した卵は、ブラックライトを照射すると発光し、簡単に発見**することができます。

クビアカツヤ
カミキリの成虫

提供:(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所



クビアカツヤ
カミキリの卵
に対するブ
ラックライト
の照射

提供:栃木県農業試験場
研究成果第42号



①~②の発見があった場合

管轄する**地方農政局**や**地方環境事務所**まで**情報提供**をお願いします。

クビアカツヤカミキリ関係連絡先一覧

・サクラ等の街路樹等でクビアカツヤカミキリを発見した場合

→環境省地方環境事務所へ情報の共有をお願いします

環境省地方環境事務所			
事務所名	連絡先	担当課	管轄区域
北海道地方環境事務所	011-299-1954	野生生物課	北海道から釧路自然環境事務所の管轄区域を除いた区域
釧路自然環境事務所	0154-32-7500	野生生物課	北海道のうち、釧路市、北見市、網走市、紋別市、根室市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、標津郡、野付郡、目梨郡
東北地方環境事務所	022-722-2876	野生生物課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方環境事務所	048-600-0817	野生生物課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
信越自然環境事務所	026-231-6573	野生生物課	富山県、長野県
中部地方環境事務所	052-955-2139	野生生物課	石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿地方環境事務所	06-6881-6505	野生生物課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国地方環境事務所	086-223-1561	野生生物課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国事務所	087-811-7240	野生生物課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方環境事務所	096-322-2413	野生生物課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県。鹿児島県から沖縄奄美自然環境事務所の管轄区域を除いた区域
沖縄奄美自然環境事務所	098-836-6400	野生生物課	鹿児島県のうち奄美市及び大島郡、沖縄県

・ウメ・モモ・スモモ等の果樹でクビアカツヤカミキリを発見した場合

→農林水産省地方農政局へ情報の共有をお願いします

農林水産省地方農政局			
局名	担当課	連絡先	管轄区域
東北農政局	消費・安全部農産安全管理課	022-221-6097（直通）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	消費・安全部農産安全管理課	048-740-0101（直通）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	消費・安全部農産安全管理課	076-232-4006（直通）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	消費・安全部農産安全管理課	052-746-1315（直通）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	消費・安全部農産安全管理課	075-414-9035（直通）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	消費・安全部農産安全管理課	086-223-7673（直通）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	消費・安全部農産安全管理課	096-300-9472（直通）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局	農林水産部消費・安全課	098-866-1672（直通）	沖縄県

※赤字はクビアカツヤカミキリ発生県

備考：
北海道でのクビアカツヤカミキリの発見があった場合には、以下まで連絡ください。
農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 国内防除第1班 03-6744 - 9644（直通）